

委任専決事項の指定についての一部改正について

委任専決事項の指定について（昭和41年9月29日市議会議決）の一部を次のように改正する。

本則に次の1号を加える。

- (3) 議会の議決に付すべき契約に係る契約の金額の変更で、その変更が消費税及び地方消費税の額の変更によるもの

提案理由

行政事務の迅速性、効率性を図るため、本案を提出します。

委任専決事項の指定について新旧対照表

新	旧
<p>地方自治法第180条第1項の規定により、次の事項は市長において、これを専決処分することができる。</p> <p>(1) 市が当事者である和解で、その目的の価格が50万円以下のもの</p> <p>(2) 法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で、その額が50万円以下のもの</p> <p><u>(3) 議会の議決に付すべき契約に係る契約の金額の変更で、その変更が消費税及び地方消費税の額の変更によるもの</u></p>	<p>地方自治法第180条第1項の規定により、次の事項は市長において、これを専決処分することができる。</p> <p>(1) 市が当事者である和解で、その目的の価格が50万円以下のもの</p> <p>(2) 法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で、その額が50万円以下のもの</p>